

畜産第1916号
平成29年2月7日

公益社団法人 北海道獣医師会 様

農政部生産振興局畜産振興課
家畜衛生担当課長

韓国における口蹄疫の発生について

別添のとおり平成29年2月6日付け28消安第4885号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありましたので、お知らせします。

韓国における口蹄疫の発生については、昨年3月の発生以来、約11か月ぶりに確認されたものです。

つきましては、道内への本病の侵入防止対策に万全を期すため、より一層の口蹄疫に関する情報の共有に努め、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、次の事項に留意の上、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底及び的確な初動対応の再確認について万全を期するよう関係者への指導をお願いします。

なお、別記関係団体には通知済みですので、申し添えます。

記

- 飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について
 - ・ 農場での人及び車両の出入りに当たり、消毒等を徹底すること。
 - ・ 畜産関係者に対して、口蹄疫が発生している国への渡航自粛等の指導を徹底し、発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性のある人及び物品を農場に近づけないこと。
 - ・ 家畜の所有者や獣医師等に対して、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底すること。

〔連絡先：家畜衛生グループ主査（防疫）〕
TEL 011-204-5441（ダイヤルイン）
FAX 011-232-1064

写

28消安第4885号

平成28年2月6日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局 動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生について

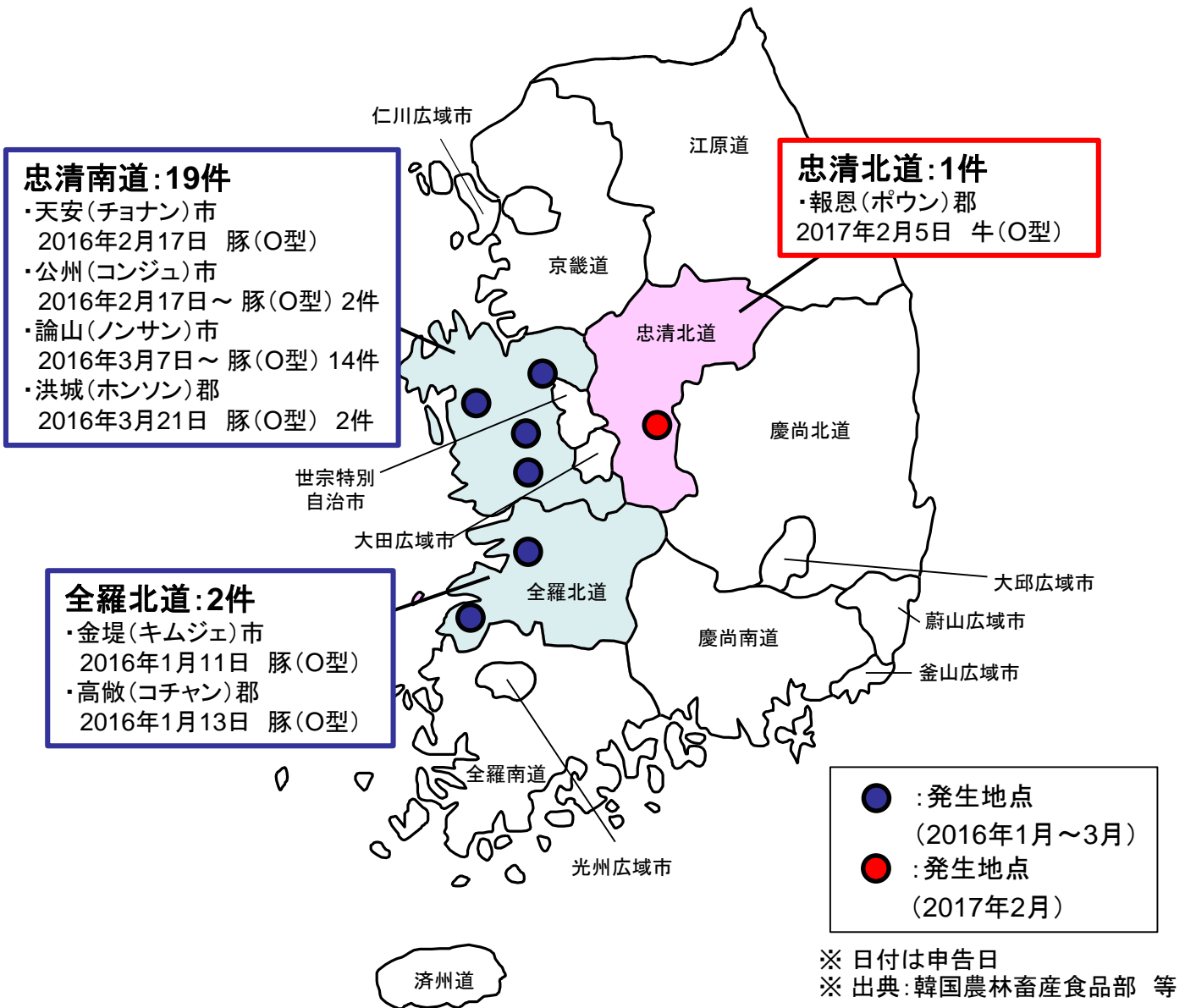
昨日（2月5日）、韓国家畜衛生当局から、同国忠清北道報恩郡の乳用牛飼養農場において口蹄疫（0型）の発生が確認された旨の連絡がありました。韓国における本病の発生は、昨年3月の発生以来、約11か月ぶりとなります。

つきましては、「平成28年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成28年12月26日付け28消安4213号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づき、口蹄疫の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう改めてお願いします。

その際、特に、強化通知の記の6に基づき、本情報をウェブサイトへの掲載、メーリングリストによる配信等により、家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知いただいた上で、同通知の記の1に規定する飼養衛生管理の確認及び指導の徹底並びに記の4に規定する早期通報の再徹底をお願いします。

なお、今般の発生を受け、我が国への口蹄疫侵入防止のため、動物検疫所に対して、水際検疫のより一層の徹底を指示していることを申し添えます。

韓国における口蹄疫の発生状況 (2016年1月以降)



○2014年～2016年の韓国における口蹄疫の流行(O型)

- ・2014年7月～8月:3件(豚3件)
慶尚北道(2件)、慶尚南道(1件)
- ・2014年12月～2015年4月:185件(牛5件、豚180件)
忠清南道(70件)、京畿道(56件)、忠清北道(36件)、江原道(11件)、
慶尚北道(8件)、仁川広域市(2件)、世宗特別自治市(2件)
- ・2016年1月～3月:21件(豚21件)
忠清南道(19件)、全羅北道(2件)

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2017年2月5日12時00分付け) 忠清北道報恩郡の乳牛農場における口蹄疫 (0型) の発生とそれに伴う防疫措置

出典URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449068§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

(発生状況) 農林畜産食品部 (キム・ジェス長官) は、2月5日 (日)、忠清北道報恩郡の乳牛飼養農場で申告された口蹄疫の疑い事例について農林畜産検疫本部が検査した結果、口蹄疫 (血清型: 0型) と確定診断されたと明らかにした。

今回の口蹄疫は、2016年3月29日、忠清南道洪城郡で発生して以来、11か月ぶりに発生したもので、血清型の0型は、現在韓国で実施しているワクチンの種類 (牛: 0型+A型、豚: 0型) に含まれている。

当該農場は195頭の牛を飼養する農場であり、5頭の乳牛の乳頭に水疱が形成されるなどの口蹄疫の臨床症状を示していたことから、農場主が忠清北道報恩郡庁に届け出た。

(防疫措置) 農林畜産食品部は、忠清北道報恩郡で口蹄疫の疑い事例が申告され、検疫本部で確定診断されたことを受け、以下の緊急防疫措置を講じた。

① (初動措置) 初動防疫チーム (発生農場の移動制限)、疫学調査チーム、中央機動防疫機構 (防疫指導) を投入するなど、緊急防疫措置を講じており、発生農場及び半径3km以内の偶蹄類動物飼養農場 (99農場約10,000頭) に対し、移動制限措置を実施した。

- (殺処分) 農場内で飼養されている牛195頭全頭について2月5日に殺処分を完了、2月6日に埋却する予定である。

【口蹄疫ワクチンを接種している血清型の口蹄疫発生時の殺処分の範囲】

▶市・郡における初の発生時には発生農場の偶蹄類家畜の全頭殺処分

▶発生市・郡内の他の農場で追加発生した時には、抗原陽性動物及び臨床症状を表す動物を殺処分

② (危機段階の調整) 農林畜産食品部は、口蹄疫の発生後直ちに、危機管理マニュアルに基づき危機段階を「関心」から「注意」に上方調整し、現在運営中の「AI中央事故収拾本部」を「口蹄疫・AI中央事故収拾本部」に統合して運営することにした。

③ (緊急ワクチン接種) 忠清北道報恩郡の牛、豚などの偶蹄類動物の繁殖農場 (55,000頭) において緊急ワクチン接種を実施する予定であり、全国の偶蹄類動物飼養農場におけるワクチン接種と予察を強化することにした。

- (ワクチン管理) 緊急ワクチン接種などに備え、ワクチンの供給に支障がないように、十分なワクチンの在庫維持にも万全を期す予定である。

*現在在庫量：牛200万頭分（合計飼養頭数338万頭）、豚1,320万頭分（合計飼養頭数1,100万頭）

④（疫学調査）今回の忠清北道報恩郡の牛農場での口蹄疫の発生原因及び侵入経路等については、現在、中央疫学調査班を投入して調査を実施中である。既存の口蹄疫ウイルスが残存していたかなどを確認するために、遺伝子解析を進行中であり、2月6日（月）午後6時頃に分析結果が判明する予定である。

⑤（その他の措置）農林畜産食品部は2月6日（月）10時に家畜防疫審議会を開催し、口蹄疫の発生状況を確認して、一時的な移動停止（Standstill）及び忠清北道の外への家畜搬出禁止案並びに追加で必要な防疫措置について審議する予定である。

（今後の見通し）農林畜産食品部は、これまで口蹄疫特別防疫対策期間（2016年10月～2017年5月）の運営を通じてワクチン抗体形成率*を高い水準で維持しており、口蹄疫が全国に拡大する可能性は比較的低いとしている。

*2016年12月時点：牛97.5%、豚75.7%（2016年平均：牛95.6%、豚69.7%）

ただし、口蹄疫ウイルスが農場環境中で循環する可能性は否定できないため、散發的に発生する可能性を念頭に置いて、忠清北道報恩郡における緊急ワクチン接種、発生農場と疫学関連のある農場における移動制限措置及び消毒・遮断防疫措置を取りながら追加の拡大が起こらないよう、総力を尽くしている。

（要請事項）農林畜産食品部は、口蹄疫の拡大を遮断するために、各防疫主体に対し、積極的な措置を要請した。

畜産農場に対しては、口蹄疫の予防において非常に重要な徹底したワクチン接種、車両や人の出入り制限などの遮断防疫及び口蹄疫の疑い事例発見時の迅速な申告を呼びかけており、また自治体に対しては、発生市・道の場合は拡大防止のための緊急防疫措置に最善を尽くすよう、非発生自治体の場合は口蹄疫が発生しないよう農場へのワクチン接種指導を推進し、遮断防疫措置に万全を期すよう要請した。更に生産者団体に対しては、畜産農場が徹底した口蹄疫ワクチン接種、遮断防疫及び疑い事例発見時の迅速な申告を行うよう、指導や広報に総力を尽くすよう要請した。

〈口蹄疫とは?〉

○口蹄疫（FMD : Foot-and-Mouth Disease）は、牛、豚、羊、山羊、鹿などの蹄が二つに分かれた動物（偶蹄類動物）で発生するウイルス性急性家畜伝染病で、国際獣疫事務局（OIE）でも主要な家畜伝染病として分類している

※人に伝染する人獣共通伝染病ではない

○病原体は口蹄疫ウイルスであり、50℃以上の温度で破壊され、強酸や強アルカリ（pH6以下または9以上）条件で簡単に不活化される

○潜伏期間は通常1～2週間程度である

○主な症状としては、唇、歯茎、口腔、舌、鼻、乳首や蹄の間に水ぶくれ（水疱）が形成され、歩行困難、乳量の減少及び食欲低下により、ひどく衰弱したり死亡する